

千葉県社保協通信

2016年度 — No14 2017年 3月 17日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉セカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

入所定員の縮小やめて!!

袖ヶ浦福祉センターの存続と充実を求める会

障がい者福祉の改善・充実を求め 署名 2103 筆 提出

袖ヶ浦福祉センターの存続と充実を求める会の代表ら6人は、3月15日、千葉県庁障害福祉課に赴き、この間集めた千葉県知事への署名2,103筆を提出。障害者福祉の重要な施策のひとつである袖ヶ浦福祉センターを県立障害者施設として存続し、改善するよう求めました。



障害福祉課長に署名を手渡す
阿南代表・斎藤実県職労委員長(県社保協副会長)

会の要求は4項目—①入所定員の縮小をやめ、障がい者(児)福祉を維持向上すること。②日常的に健康・身体状況を把握できるように、診療室および医療ケア体制を充実すること。③入所者・利用者の希望を尊重し、事業団施設での入所・利用を継続すること。④研修の保障など職員の支援技術の向上を図るとともに、雇用を守り、賃金・労働条件を改善し、人員の確保をはかることです。

会を代表して阿南信廣さんは、「署名は1月半ばから取り組み、短期間のなかで2000筆を超えました。県民の多くが、そして利用者・保護者が、袖ヶ浦福祉センターの縮小ではなく県が責任を持って充実すること求めている表れです。とりくみを通じてそのことを強く感じました」と話しました。

平成25年11月、袖ヶ浦福祉センターで利用者が職員から暴行を受けて死亡する事件が発生しました。県は、「第三者検証委員会」の報告を受け、袖ヶ浦福祉センターの見直しをすすめています。平成27～29年度の3年間で、民間移譲により県の関与・役割を大幅に縮小するもので、障がい者行政の大幅な後退です。

すでに昨年度「アドバンスながうら」「代宿地域支援センター」など3施設を民間に譲渡しました。さらに、平成29年度末に、「更生園」「養育園」について、入所定員を現在の170人から約半分の90人に削減する計画をすすめています。入所できない障がい者(児)は「民間施設・地域へ移行」として、県の障がい者福祉から切り離そうとしています。

また、施設内で日常的に入所者・利用者の健康管理や治療を行っている診療室も、規模縮小によって、「廃止」される怖れも起きています。虐待問題を二度と起こさないためにも、診療室の継続、医療ケア体制の充実こそ必要です。

袖ヶ浦福祉センターの主な「見直し」計画		
施設名(定員)	対象・内容	平成29年度末計画
更生園 (入所90人・生活介護100人)	18歳以上の知的障害者	施設入所90人⇒50人程度に半減
養育園 (50人)	主に知的障害のある児童	50人⇒40人程度に縮小
診療室 *受診者：1日平均35.4人	施設利用者および地域の地域の障害者・児の診療	規模縮小により、廃止も含め検討
ながうら地域支援センター (22人)	グループホームへの就労継続支援	民間譲渡または廃止
風の子(休止中)	障害児の日常生活における基本的な指導	廃止
アドバンスながうら (160人)	平成28年4月1日、民間へ譲渡	 <p>養育園</p>
虹の子(10人)		
代宿地域支援センター (40人)	平成28年4月1日、民間へ譲渡	